# 和歌山県屋外広告物条例施行規則

昭和59年10月1日規則第85号

改正 昭和60年8月20日規則第49号

改正 平成9年3月28日規則第39号

改正 平成 10 年 3 月 30 日規則第 17 号

改正 平成10年5月15日規則第58号

改正 平成17年3月11日規則第24号

改正 平成 23 年 7 月 19 日規則第 46 号

最終改正 平成24年3月30日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号。以下「条例」という。) の 施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

- 第2条 条例第5条又は第6条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第1号様式)1通を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該申請に係る屋外広告物(以下 「広告物」という。)が貼り紙又は貼り札であるときは、図書の添付を要しないものとし、当該広告物を申 請書に添付するものとする。
  - (1) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を表示する 位置図並びに道路、鉄道、踏切、横断歩道、信号機、道路標識、カーブミラー及び他の広告物又は掲出物 件からの距離等を表示する付近見取図
  - (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真
  - (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
  - (4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする許可地域等の敷地内に存する建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)を明らかにする書類(建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下である場合並びに一の敷地における広告物の表示面積の合計が、第1種地域においては50平方メートル以下、第2種地域においては100平方メートル以下及び第3種地域においては150平方メートル以下の場合を除く。)
  - (5) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書
  - (6) 他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の図書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。 (許可地域等の区分)
- 第2条の2 条例第5条第2項の規定による地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる 地域又は場所とする。
  - (1) 第1種地域 次に掲げる地域又は場所
    - ア 和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号)第5条第2項の規定により定められた特定景

観形成地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

- イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
- ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域
- (2) 第2種地域 前号の第1種地域及び次号の第3種地域以外の地域又は場所
- (3) 第3種地域 次に掲げる地域又は場所
  - ア 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 2 章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、 商業地域及び準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
  - イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間
  - ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
  - エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

(広告物活用地区における確認の申請)

- 第2条の3 条例第5条の2第2項の規定により確認を受けようとする者は、広告物活用地区屋外広告物確認申請書(別記第1号様式の2)1通を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の確認申請書の提出について準用する。 (景観保全型広告整備地区における届出)
- 第2条の4 条例第5条の3第6項の規定による届出は、景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)届出書(別記第1号様式の3)1通を知事に提出して行うものとする。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の届出書の提出について準用する。
- 3 条例第5条の3第7項の規定による変更又は改造の届出は、景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届出書(別記第1号様式の4)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、変更し、又は改造しようとする広告物又は掲出物件に係る第8条第2項第2号に掲げる図書を添付するものとする。 (広告物協定の認定の申請等)
- 第2条の5 条例第5条の4第1項に規定する規則で定める土地は、軌道、水路、生産緑地その他これらに類する景観の保全に障害のない土地とする。
- 2 条例第5条の4第1項の規定による認定を受けようとする土地所有者等は、代表者を定め、その者が広告 物協定認定申請書(別記第1号様式の5)1通を知事に提出しなければならない。この場合において、広告物 協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。
- 3 知事は、前項の申請に係る広告物協定が条例第5条の4第1項の規定により、地域の良好な景観の形成及 び維持に資するものであると認定したときは、広告物協定認定書(別記第1号様式の6)を当該広告物協定に 係る土地所有者等の代表者に交付するものとする。
- 4 条例第5条の4第3項の規定による変更の届出は、広告物協定変更届出書(別記第1号様式の7)1通を知事に提出して行うものとする。この場合において、変更後の広告物協定書の写し及び広告物協定の変更に係る 土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添付するものとする。
- 5 第2項前段及び第3項の規定は、条例第5条の4第4項の認定の申請及び認定について準用する。この場合において、第2項前段及び第3項の規定中「条例第5条の4第1項」とあるのは「条例第5条の4第4項」と読み替えるものとする。
- 6 条例第5条の4第6項の規定による廃止の届出は、広告物協定廃止届出書(別記第1号様式の8)1通を知事 に提出して行うものとする。この場合において、広告物協定の廃止に係る土地所有者等の合意状況が判別で きる書類を添付するものとする。

(設置完了の届出)

第3条 条例第5条又は第6条第5項若しくは第6項の規定による許可を受け、又は条例第5条の2第2項の規定による確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、速やかにその旨を屋外広告物設置完了届(別記第2号様式)により知事に届け出なければならない。ただし、第6条の規定による許可等の期間が1年以内のものにあっては、この限りでない。

(適用除外の基準)

- 第4条 条例第6条第2項第1号、第2号及び第9号、第4項第2号並びに第7項の規定による基準は、別表 第1のとおりとする。
- 2 条例第6条第2項第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 工事期間中に限り表示するものであること。
  - (2) 宣伝の用に供さないものであること。

(適用除外の団体)

- 第4条の2 条例第6条第2項第9号に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。
  - (1) 町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
  - (2) PTA・青少年教育団体共済法 (平成22年法律第42号) 第2条第1項のPTA

(適用除外の認定)

- 第5条 条例第6条第7項に規定する知事が指定するものは、次のとおりとする。
  - (1) ベンチ
  - (2) くず入れ及び吸がら入れ
- 2 条例第6条第8項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を広告物の表示面に明記したものとする。
  - (1) 表示期間の始期及び終期
  - (2) 表示者又は表示責任者の住所及び氏名

(許可等の期間)

第6条 条例第9条第2項(第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定による許可等の期間は、別表第2のとおりとする。ただし、許可等の期間が1月を超えるものにあっては、その期間の満了の日の直前の3月又は9月の末日までとする。

(更新の許可等の申請)

- 第7条 条例第9条第3項の規定により許可等の期間を更新しようとする者は、許可等の期間が1月を超え3年以内のものにあってはその期間の満了の日の1月前、その他のものにあっては7日前までに、屋外広告物更新許可(確認)申請書(別記第3号様式)1通を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 申請前30日以内に撮影した広告物のカラー写真
  - (2) 許可書又は確認書の写し
  - (3) 壁面広告、突出し広告、屋上広告及び独立して設置される広告物にあっては、屋外広告物自主点検結 果報告書(別記第3号様式の2)
- 3 前項第3号の報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検したものでなければならない。
  - (1) 条例第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者
  - (2) 条例第25条第1項各号に掲げる者
  - (3) 第22条第1項各号に掲げる者

(変更等の許可等の申請)

- 第8条 条例第10条第1項の許可等を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可(確認)申請書(別記第4 号様式)1通を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 許可書又は確認書の写し
  - (2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面
  - (3) 変更し、又は改造しようとする広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真

(変更等の完了の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る広告物の表示又は掲出物件の変更又は改造を完了したときは、速やかにその旨を屋外広告物設置完了届(別記第2号様式)により、知事に届け出なければならない。ただし、第6条の規定による許可等の期間が1年以内のものにあっては、この限りでない。

(軽微な変更等)

- 第10条 条例第5条の3第7項ただし書及び条例第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更又は改造は、 次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 劇場、映画館、演芸場その他これらに類するものに設置する掲出物件に表示する広告物の表示内容を変更すること。
  - (2) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。

(許可の基準)

第11条 条例第11条の規定による基準は、別表第3のとおりとする。

(許可等の証票)

- 第12条 条例第12条の規定による許可等の証票は、別記第5号様式とする。
- 2 条例第 12 条ただし書の規定による許可等の押印又は打刻印は、別記第 6 号様式とする。 (除却の届出)
- 第 13 条 条例第 14 条第 2 項の届出は、屋外広告物除却(滅失)届(別記第 7 号様式)を知事に提出して行うものとする。

(公示場所等)

- 第13条の2 条例第17条の3第1項第1号及び同条第2項の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所管する振興局建設部その他知事が適当と認める場所とする。
- 2 条例第17条の3第2項の規則で定める様式は、別記第7号様式の2とする。
- 第 13 条の 3 知事は条例第 17 条の 5 の規定による売却を行おうとするときは、和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)の定めるところにより行うものとする。

(広告物又は掲出物件の返還に係る受領書の様式)

第 13 条の 4 条例第 17 条の 7 の規則で定める様式は、別記第 7 号様式の 3 とする。

(立入検査)

第14条 条例第26条の4第3項の身分を示す証明書は、別記第8号様式とする。

(管理者の設置を要しないもの)

第14条の2 条例第18条の2に規定する規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、貼り紙、貼り札、 広告幕、気球広告及び立看板その他看板の類(のぼりを含む。)とする。

(管理者の届出等)

- 第 15 条 条例第 19 条第 1 項の届出は、屋外広告物管理者設置届(別記第 9 号様式)を知事に提出して行うものとする。
- 2 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物設置者等変更届(別記第 10 号様式)を知事に提出して 行うものとする。
- 3 条例第19条第3項の届出は、屋外広告物除却(滅失)届(別記第7号様式)を知事に提出して行うものとする。
- 4 条例第 19 条第 4 項の規定による届出は、屋外広告物設置者等変更届(別記第 10 号様式)を知事に提出して 行うものとする。

(登録の更新の申請期限)

第16条 条例第23条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の 有効期間満了日の30日前までに更新の登録を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

- 第 16 条の 2 条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する登録申請書は、別記第 11 号様式によるものとする。 (登録申請書の添付書類)
- 第 16 条の 3 条例第 23 条の 2 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 別記第11号様式の2による誓約書
  - (2) 屋外広告業の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)の選任した業務主任者が条例第 25条に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
  - (3) 別記第11号様式の3による登録申請者(法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人(法人である場合にあっては、その役員を含む。)を含む。)の略歴を記載した書面
  - (4) 登録申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。)が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(登録済証)

- 第17条 条例第23条の3第2項の規定による通知は、別記第12号様式により行うものとする。 (変更及び廃業等の届出)
- 第 18 条 条例第 23 条の 5 第 1 項の規定による届出は、別記第 13 号様式により行うものとする。
- 2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
  - (1) 条例第 23 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書
  - (2) 条例第23条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記 事項証明書
  - (3) 条例第23条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第16条の3第1号の誓約書及び同条第3号の書面
  - (4) 条例第23条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 第16条の3第1号の誓約書、同条第3号の書面 及び登記事項証明書(法定代理人が法人の場合に限る。)
  - (5) 条例第23条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 第16条の3第2号の書面
- 3 条例第 23 条の 6 第 1 項の規定による届出は、別記第 13 号様式の 2 により行うものとする。

(講習会)

- 第19条 条例第24条第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)は、年1回以上開催するものとする。
- 2 講習会は、次の科目について行うものとする。
  - (1) 屋外広告物に関する法令
  - (2) 屋外広告物の表示に関する事項
  - (3) 屋外広告物の施工に関する事項
- 3 講習会を行う期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(講習会の受講申込み)

- 第20条 講習会を受けようとする者は、講習会受講申込書(別記第14号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の講習会受講申込書を受理したときは、受講票(別記第 14 号様式)を交付するものとする。 (講習会修了証書の交付等)
- 第 21 条 知事は、講習会修了者に対し、屋外広告物講習会修了証書(別記第 15 号様式。以下「修了証書」という。)を交付するものとする。

(講習会科目の一部免除)

- 第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第19条第2項第3号に規定する講習会の科目を免除することができる。
  - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
  - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種の電気主任 技術者免状の交付を受けている者
  - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許 所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 2 前項に規定する講習会の科目の一部免除を受けようとする者は、講習会受講申込書(別記第14号様式)に次に掲げる書類を添えてこれを知事に提出しなければならない。
  - (1) 前項第1号に掲げる者にあっては、免許証の写し又は建築士登録証明書
  - (2) 前項第2号に掲げる者にあっては、電気工事士免状の写し
  - (3) 前項第3号に掲げる者にあっては、電気主任技術者免状の写し
  - (4) 前項第4号に掲げる者にあっては、免許証、合格証又は修了証書の写し

(資格認定の申請等)

- 第23条 条例第25条第1項第5号に規定する資格の認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了者資格認定申請書(別記第16号様式)により知事に資格認定の申請をしなければならない。
- 2 知事は、前項の申請者に対し、当該認定をしたときは、資格認定証(別記第17号様式)を交付するものとする。

(不正受講者に対する措置)

第24条 知事は、虚偽又は不正の方法により講習会を受講した者に対しては、その受講を中止させ、又は修 了証書を交付しないことがある。

(標識の掲示)

第24条の2 条例第25条の2に規定する屋外広告業者が掲げる標識は、別記第18号様式によるものとする。 (帳簿の記載事項等) 第24条の3 条例第25条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額
- 2 条例第25条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、別記第19号様式によるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごと に当該帳簿を保存しなければならない。

(書類の経由)

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、この規則に特別の定めのある場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を管轄する振興局長を経由して提出するものとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和36年和歌山県規則第75号。以下「旧規則」という。)は、廃止する
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている許可の証票は、この規則の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(昭和60年8月20日規則第49号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の和歌山県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により交付されている許可の証票は、新規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則(平成 10 年 3 月 30 日規則第 17 号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月15日規則第58号)

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書は、 改正後の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成17年3月11日規則第24号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月19日規則第46号)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成 年 月 日規則第 号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第4条関係)

#### 1 共通基準

- (1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。
- (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。
- (3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。
- (4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。
- (6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあっては、周 辺環境との調和がとれたものとすること。
- (7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。
- (9) 道路に設置しないものであること。
- (10) 発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化することができる広告物(以下「電光表示広告物」という。)でないこと。

#### 2 個別基準

項目	種	類	基準	
			個 別 基 準	総量基準
条例第6	建築物を	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、10平方メートル	一の敷地
条第2項第	利用する		以下であること。	における表
1号	広告物		2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものである	示面積の合
			こと。	計が 10 平
			3 窓その他の開口部を覆わないものであること。	方メートル
		突出し広	1 表示面積は、1面につき、3平方メートル以下であ	以下である
		告	ること。	こと。
			2 表示面は、2面であること。	
			3 1壁面につき、原則として1列であること。	

	1	1		
			4 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	
			5 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であるこ	
			と。	
			6 地面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル	
			以上であること。	
			7 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむ	
			を得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限	
			り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路	
			上の突出し幅は 1.0 メートル以下とし、路面から広告	
			物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5メートル	
			以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5メ	
			ートル以上であること。	
	独立して設	置される広	1 表示面積は、1面につき、10平方メートル以下で	
	告物		あること。	
			2 高さは、4メートル以下であること。	
			3 個数は、1 個であること。	
			4 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置す	
			るものであること。	
			5 道路上に突き出ないものであること。	
	立看板その他	1看板の類	1 表示面積は、1面につき、2平方メートル以下であ	
			ること。	
			2 個数は、原則として1個であること。	
条例第6条			1 表示面積は、一の土地又は物件につき、1平方メー	トル以下であ
第2項			ること。	
第2号			2 表示内容は、所有又は管理する上で必要なものであ	ること。
			3 個数は、一の土地又は物件につき、原則として1個	であること。
条例第6条	建築物を利	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、5平方メートルレ	以下であるこ
第 2 項第 9	用する広告		と。	
号	物		2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであるこ	と。
			3 窓その他の開口部を覆わないものであること。	
	独立して設	置される広	1 表示面積は、1面につき、5平方メートル以下である	こと。
	告物		2 高さは、4メートル以下であること。	
			3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置する	らものである
			こと。	
			4 道路上に突き出ないものであること。	
	立看板その他	1看板の類	表示面積は、1面につき、2平方メートル以下である。	こと。
条例第6条			1 一の物件につき、表示面積が5平方メートル以下で	あること。
第 4 項第 2			2 表示は、一の物件につき、1 個であること。	
号				
	1			

条例第6条	1 表示の大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の
第7項	外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、
	0.5 平方メートル以下であること。
	2 表示は、1 個であること。

# 備考

- 1 一の建築物又は敷地に2以上の事業所等が存する場合は、一の建築物又は敷地についての基準とする。
- 2 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。

# 別表第2(第6条関係)

種	類	定    義	許 可 の 期間
建築物を	壁面広告(壁面	建築物(塀を含む。)の壁面に直接塗料等で広告内容を表示する	3年以内
利用する	を利用するも	もの又は木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成さ	
広告物	の)	れたものであって、建築物(塀を含む。)の壁面に取り付けられ、	
		広告内容を表示するものをいう。	
	突出し広告(壁	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであっ	
	面から突き出	て、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示	
	すもの)	するものをいう。	
	屋上広告(屋上	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので	
	を利用するも	あって、建築物の屋上(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに	
	の)	類する屋上構造物を含む。)に設置して広告内容を表示するもの	
		(屋上構造物に直接塗料等で広告内容を表示するものを含む。)を	
		いう。	
独立して		木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので	3年以内
設置され		あって、土地に建植され、広告内容を表示するものをいう。	
る広告物			
工作物を	電柱広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであっ	1年以内
利用する		て、電柱に巻き付けられ、又は取り付けられ、広告内容を表示す	
広告物		るものをいう。	
	消火栓標識柱	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであっ	
	添加広告	て、消火栓標識柱、街灯柱又は照明付バス停留所標識に取り付け	
	街灯柱添加広	られ、広告内容を表示するものをいう。	
	告		
	照明付バス停		
	留所標識添加		
	広告		
	アーケード添	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、	
	加広告	アーケードに取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	アーチ添加広	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであっ	

	告	て、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件に取り付	
7 0 11 0	The south	けられ、広告内容を表示するものをいう。	4 E N. (.
その他の	貼り紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作	1月以内
広告物		物等に貼り付けられ、広告内容を表示するポスター、ビラ等をい	
		う。	
	貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼	
		り、容易に取り外すことができる状態で建築物その他の工作物等	
		に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	立看板その他	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであっ	1 月以内
	看板の類(のぼ	て、建築物その他の工作物等に立てかけられ、移動できる状態で	(紙貼り
	りを含む。)	置かれ、又は容易に取り外すことができる状態で土地に建植され、	又は布
		広告内容を表示するものをいう。	貼りの
			ものに
			限る。)
			1 年以内
			(上記以
			外のも
			の)
	広告幕	布又は網等を使用して作成されたものであって、建築物その他	1月以内
		の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	,,,,,,,
	気球広告	綱に網を付けた気球を掲揚し、その網に取り付けられ、広告内	
		容を表示するものをいう。	
案内広告	道標	道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性の	3年以内
物		   ある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、	
		地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程等を表示するものを	
		いう。	
	案内図板等(案	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので	
	内図板その他	あって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用	
	公共的目的を	して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所	
	もった広告物)	等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建	
		植され、公共的な広告内容を表示するものをいう。	
	案内板(公衆の	道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性の	
	利便に供する	ある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、	
	ことを目的と	建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に	
	する広告物)	巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等	
	/ V/A H 1/4/	を表示するものをいう。	
		EAM17 & 0 0 / E V : 7 0	

備考 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用するものとする。

#### 別表第3(第11条関係)

#### 1 共涌基準

- (1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。
- (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。
- (3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。
- (4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。
- (6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあっては、周辺環境との調和がとれたものとすること。
- (7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。
- (9) 道路に設置しないものであること。ただし、道路を占用して設置される工作物に添加される場合は、 当該道路管理者の許可を受けたものであること。
- (10) 禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあっては、表示面積が0.5平方メートルより大きい電光表示広告物でないこと、かつ、彩度(日本工業規格のマンセル表色系の彩度ををいう。以下同じ。)が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類(のぼりを含む。)については適用しない。

## 2 許可地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種		類	個	別基	準
			第1種地域	第2種地域	第3種地域
建築物を利用する広告物	壁面広告	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁 面の壁面面積が100平方 メートル以下の場合は1 壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一 壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1 以下であること、1壁面の壁面積が100平方メートルを超える場合は1 壁面につき、(壁面面積 100)×1/20+20平方メートル以下で、かつ、100平方メートル以下であること。	1 表示面積の合計は、1 壁 面の壁面面積が 100 平方 メートル以下の場合は 1 壁面につき、30 平方メートル以下で、かつ、同一 壁面面積(窓その他の1 以下であること、1 壁面の の壁面面積が 100 平方 メートルを超える場面 エートルを超える場面である。)の 3 分の 1 以下であること、1 壁面につき、1 壁面につき、4 壁面につき、6 壁面につき、6 壁面である。)の 3 分の 1 以下であること、1 壁面の 100 平方 メートルを超える場面である。 2 形皮が 8 を超えるのであること。 2 彩度が 8 を超える面積が表示面	1 表示面積の合計は、1 壁面の壁面面積が100平 方メートル以下の場合は 1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、1壁面につき、かの2分の 1以下であること、1壁面の野であること、1壁面の野であること、平方とのの1以下であることが100平方は1壁面につき、(壁面はった)×1/7+50平方とのであると、100)×1/7+50平方とのであること。 2 彩度が8を超える影であるである。2

			積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の 1.5 倍以下とする。			
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁 面につき、30 平方メート ル以下で、かつ、同一壁 面面積(窓その他の開口 部を含む。)の5分の1以 下であること。 2 彩度が8を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、1壁面につき、1の 面積基準の1.5倍以下と する。	1 表示面積の合計は、1 壁面につき、50 平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。			
	共通	<ul><li>1 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。</li><li>2 窓その他の開口部を覆わないものであること。</li></ul>					
突出し広告	一般広告物	信号機及び道路標識から10メートルの範囲内に突き出すものでないこと。					
	共通	地面から広告物の上端ま での高さは 10 メートル以 下であること。	地面から広告物の上端ま での高さは 20 メートル以 下であること。	地面から広告物の上端ま での高さは30メートル以 下であること。			
		1 表示面は、2 面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2 メートル以下であること。 5 地面から広告物の下端までの高さは2.5 メートル以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上に突出し幅は1.0 メートル以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5 メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5 メートル以上であること。					

屋上広告	自家用広告物等	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30メートル以下とすること。
	一般広告物	広告物の高さは建築物の 高さの5分の1以下とし、 かつ、地面から広告物の上 端までの高さは20メート ル以下とすること。	広告物の高さは建築物の 高さの3分の1以下とし、 かつ、地面から広告物の上 端までの高さは20メート ル以下とすること。	広告物の高さは建築物の 高さの2分の1以下とし、 かつ、地面から広告物の上 端までの高さは30メート ル以下とすること。
	共通	1 表示面は、原則として4百 2 屋根に直接表示しないこる 3 建築物の壁面から突き出た 4 木造建築物に掲げるもの	と。 ないものであること。	
独立して設置される広告は	自家用広告物等	表示面積は、1面につき 10 平方メートルトル以下 で、かつ、合計 20 平方メ ートル以下であること。	1 表示面積は、1面につき 20 平方メートル以下で、 かつ、合計 40 平方メート ル以下であること。 2 彩度が 8 を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、1面当たりの表示面 積及びその合計は、1の面 積基準の 1.5 倍以下とす る。	1 表示面積は、1面につき 30 平方メートル以下で、 かつ、合計 60 平方メート ル以下であること。 2 彩度が 8 を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、1面当たりの表示面 積及びその合計は、1の面 積基準の 1.5 倍以下とす る。
勿		高さは、15メートル以下で	あること。	
	一般広告物	表示面積は、1 面につき 7 平方メートル以下で、か つ、合計 14 平方メートル 以下であること。	1 表示面積は、1面につき 15 平方メートル以下で、 かつ、合計 30 平方メート ル以下であること。 2 彩度が 8 を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、1面当たりの表示面	1 表示面積は、1面につき 20 平方メートル以下で、 かつ、合計 40 平方メート ル以下であること。 2 彩度が 8 を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、1面当たりの表示面

			置するものであること。	道路標識及びカーブミラーか に告物の相互間の距離は、7メーないこと。	
		通		こ平行又は直角に設置するもの	であること。
工作物を利用する広告物	作物を利用する広告		1 広告物は、電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。 2 大きさは、突出しのものにあっては縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下、突出し幅0.6メートル以下で、かつ、地面から広告物の下端までの高さが4.5メートル(歩道上にあっては、2.5メートル)以上とし、巻付けのものにあっては地上3.5メートルを上端とし、1.5メートルを下端とする範囲内に設置するものであること。 3 表示内容は、事業所等の方向、里程等を表示するものであること。 4 個数は、電柱1本につき、それぞれ1個であること。ただし、巻付けのものにあっては、その表示面積が1平方メートルを超えない範囲内において2面を1個とすることができる。 5 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。 6 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。 7 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。		
	消標添告	柱	ル以下であること。 2 個数は、標識柱1本につき 3 彩度が8を超える色彩を使 4 路面から広告物の下端まで 道の区別のない道路にあって 5 取付け方向は、原則として	使用する面積は、表示面積の3 での高さは、歩道上にあっては には4.5メートル以上であるこ で道路中央側でないこと。 中可を受けて設置した消火栓標	分の 1 以下であること。 2. 5 メートル以上、歩道と車 と。
	街灯 添加 告		から広告物の下端までの高さ	0.5平方メートル以下で、突bsは、歩道にあっては 2.5 メー 1.5 メートル以上であること。	

			3 個数は、街灯柱1本につき 4 道路管理者が設置した街灯	き、1 個であること。 T柱に添加するものでないこと	0		
	照バ留識広	: 停	1 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は0.2平方メートル以下で、かつ、照明表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。 2 広告物を設置し、管理するものは、原則としてバス事業者であること。				
	アーケード添加広告		<ul><li>1 表示内容は、地名、街区名等であること。</li><li>2 アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のはり以上の高さに設置するものであること。</li></ul>				
	アーチ 添加広 告		1 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。 2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては3.5メートル、車道上にあっては5メートル以上であること。 3 幅員9メートル以上の道路に設置しないものであること。				
その他	D		<ul><li>1 表示面積は、1平方メートル以下であること。</li><li>2 のり付けしないものであること。</li><li>3 1壁面には、2枚以下であること。</li></ul>				
の広告	貼り	札	1 表示面積は、0.5 平方メートル以下であること。 2 一の物件につき、2 枚以下であること。				
物	か 立看板 その他 看板の 類		表示面積は、1面につき 2 3	平方メートル以下であること。			
	広 告 幕	自家用広告物等	表示面積の合計は、1壁 面につき、20 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の3分の1以下で あること。	1 表示面積の合計は、1壁 面につき、30 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の3分の1以下で あること。 2 彩度が8を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、表示面積の合計は、 1壁面につき、1の面積基 準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁 面につき、50 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の2分の1以下で あること。 2 彩度が8を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である場 合は、表示面積の合計は、 1壁面につき、1の面積基準 の1.5倍以下とする。		

		一般広告物	表示面積の合計は、1壁 面につき、20 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の5分の1以下で あること。	1 表示面積の合計は、1壁 面につき、30 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の5分の1以下で あること。 2 彩度が8を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である 場合は、表示面積の合計 は、1壁面につき、1の面 積基準の1.5倍以下とす る。	1 表示面積の合計は、1壁 面につき、50 平方メート ル以下で、かつ、同一壁面 面積(窓その他の開口部を 含む。)の5分の1以下で あること。 2 彩度が8を超える色彩 を使用する面積が表示面 積の3分の1以下である 場合は、表示面積の合計 は、1壁面につき、1の面 積基準の1.5倍以下とす る。
		共通	横断幕にあっては、道路を	横断して設置するものでない。	こと。
	気 球	法広	ートル以下であること。 2 気球の大きさは直径3メー	するものであり、その大きさは ートル以下で、ロープの長さは 這線等に接触しないものである ること。	50メートル以下であること。
案内広	道標案内板等	図	建築物を利用する広告物及 用する。	び独立して設置される広告物の	の一般広告物の許可基準を適
告 物	案内	板	1 建築物の壁面を利用 するものについては、表示 面積は、1面につき、3平 方メートル以下であること。 2 独立して設置されるも のにあっては、表示面積 は、1面につき、3平方メートル以下で、表示面は2 面限りとし、かつ、高さは 5 メートル以下であること。ただし、2以上の者が 共同で表示し、1者当たり の表示面積が、1面につき	1面につき、5平方メートル 2 独立して設置されるもの 面につき、5平方メートルり し、かつ、高さは5メートル 以上の者が共同で表示し、	にあっては、表示面積は、1 以下で、表示面は2面限りと レ以下であること。ただし、2 1 者当たりの表示面積が、1 以下で設置するものにあって

	3 平方メートル以下で設置するものにあっては、表示面積についてはこの限りでない。	
	1 事業所等の方向、里程その 以上であること。 2 道路上に突き出ないもので	の他の案内のために使用する面積は、表示面積の 3 分の 1 であること。

# 備考

- 1 「一般広告物」とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。
- 2 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 3 建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に広告物を設置する場合は、 屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含むものとする。
- 3 許可地域等における電光表示広告物の基準 電光表示広告物の許可基準については、各種類に応じて各種類の一般広告物(自家用広告物等以外の広 告物をいう。)の基準を適用する。
- 4 禁止地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

租	重 類	個 別 基 準
建築物を利用する広告物	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓 その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。 1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下とし、地面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 6 道路に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突
	屋上広告	出し幅は 1.0 メートル以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては 2.5 メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては 4.5 メートル以上であること。  1 広告物の高さは建築物の高さの 3 分の 1 以下とし、かつ、地面から広告物の上端
		までの高さは20メートル以下とすること。 2 表示面は、原則として4面であること。

		<ul> <li>3 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる 100 メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。</li> <li>4 屋根に直接表示しないこと。</li> <li>5 建築物の壁面から突き出ないものであること。</li> <li>6 木造建築物に掲げるものでないこと。</li> </ul>
独立して設置される広告物		1 表示面積は、1面につき 10平方メートル以下で、かつ、合計 20平方メートル以下であること。 2 高さは、10メートル以下であること。 3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 4 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる 100 メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。 5 道路上に突き出ないものであること。
その他	立看板そ の他看板 の類	表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。
の広告物	広告幕	1 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓 その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 横断幕にあっては、道路を横断して設置するものでないこと。
	気球広告	<ol> <li>広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15メートル、幅1.5メートル以下であること。</li> <li>気球の大きさは直径3メートル以下で、ロープの長さは50メートル以下であること。</li> <li>掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。</li> <li>補助綱を用いるものであること。</li> </ol>
案内広告物	道標、案内図板等	<ul> <li>1 公共的団体が設置するものであること。</li> <li>2 表示面積は、1面につき、5平方メートル以下であること。</li> <li>3 個数は、最も必要な個所に1個であること。</li> <li>4 建築物の壁面を利用するものにあっては、壁面の上端及び両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</li> <li>5 独立して設置されるものにあっては、高さは4メートル以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10メートル以上離して設置するも</li> </ul>

	のであること。
案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、1平方メートル以下であること。 2 独立して設置されるものにあっては、表示面積は、1面につき、2平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは3メートル以下であること。ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積は、1面につき、10平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ高さは5メートル以下であること。
	3 建築物の壁面を利用するもの及び独立して設置されるものの広告物の個数は、1 事業所等について主たる進入路の両側にいずれかの1個であること。 4 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあっては、許可地域等 における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用する。この場合 、個数は巻き付けのもの又は突出しのものそれぞれ2個であること。 5 事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1 以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。

## 備考

- 1 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合 算したものをいう。
- 2 建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に広告物を設置する場合は、屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含むものとする。
- 5 許可地域等及び禁止地域等における総量基準
  - 一の敷地における広告物の表示面積の合計(表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広 告物の面積を合算したもの)は、下記の基準とする。

禁止地域	許可地域等		
<b>崇</b> 止地域	第1種地域	第2種地域	第3種地域
30 平方メートル以下	建築物の延べ面積が	1 建築物の延べ面積が	1 建築物の延べ面積が
であること。	1,000 平方メートル以	1,000 平方メートル以	1,000 平方メートル以
	下の場合は、50 平方メ	下の場合は、100平方メ	下の場合は、150平方メ
	ートル以下であること、	ートル以下であること、	ートル以下であること、
	建築物の延べ面積が	建築物の延べ面積が	建築物の延べ面積が
	1,000 平方メートルを	1,000 平方メートルを	1,000 平方メートルを
	超える場合は、(建築物	超える場合は、(建築物	超える場合は、(建築物
	の延べ面積―1,000)×	の延べ面積―1,000)×	の延べ面積―1,000)×
	1/100+50 平方メートル	1/50+100 平方メートル	1/30+150 平方メートル
	以下、かつ、150平方メ	以下、かつ、300平方メ	以下、かつ、450平方メ
	ートル以下であること。	ートル以下であること。	ートル以下であること。

	2 一の敷地内に表示	2 一の敷地内に表示
	されている全ての広告	されている全ての広告
	物(その他の広告物の貼	物(その他の広告物の貼
	り紙、貼り札及び立看板	り紙、貼り札及び立看板
	その他看板の類(のぼり	その他看板の類(のぼり
	を含む。)を除く。)が、	を含む。)を除く。)が、
	彩度 8 を超える色彩を	彩度 8 を超える色彩を
	使用する面積が表示面	使用する面積が表示面
	積の3分の1以下である	積の3分の1以下である
	場合は、一の敷地にお	場合は、一の敷地にお
	ける広告物の表示面積	ける広告物の表示面積
	の合計は、1の面積基準	の合計は、1の面積基準
	の 1.5 倍以下とする。	の 1.5 倍以下とする。

# 6 許可地域等における電光表示広告物の総量基準

一の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものとする。)は、下記の基準とする。

許可地域等		
第2種地域	第3種地域	
20 平方メートル以下であること。	30 平方メートル以下であること。	